

京都府京都市「宿泊税」の新設

京都府京都市から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

新設される京都市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	京都府京都市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	・旅館業法に規定する旅館業（ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業）を営む施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む施設への宿泊行為
税収の用途	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	・ホテル、旅館、簡易宿所への宿泊数 ・住宅宿泊事業を営む施設への宿泊数
納税義務者	・ホテル、旅館、簡易宿所への宿泊者 ・住宅宿泊事業を営む施設への宿泊者
税率	一人一泊について、宿泊料金が ・2万円未満の場合 . . . 200円 ・2万円以上5万円未満の場合 . . . 500円 ・5万円以上の場合 . . . 1,000円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（初年度）約 19.0 億円 （平年度）約 45.6 億円
非課税事項	修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者
徴税費用見込額	（初年度）約 3.4 億円 （平年度）約 1.4 億円
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直しを行うこととする規定あり

- ・平成 29 年 11 月 2 日 京都市議会にて条例案可決
- ・平成 29 年 11 月 8 日 総務大臣協議
- ・平成 30 年 2 月 9 日 総務大臣同意
- ・平成 30 年 10 月 1 日 条例施行（予定）

担当：自治税務局企画課 西脇係長、安山
TEL03-5253-5658 FAX03-5253-5659